

<現状>

- 若者を中心に、地方から東京圏へ毎年10万人を超える転出超過
- 地方の若者は3割減少（15年間で△532万人）
- 15歳以上の就業者は、地方では大幅に減少（15年間で△228万人、東京圏は+160万人）

<ねらい>

- 東京一極集中の是正
- 地方の担い手不足への対処
- 「地方で起業したい」、「自然豊かな地方で子育てをしたい」など、移住者等の多様な希望をかなえる

包括的かつ大胆な「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定・実行する

1. UIターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）

- ・全国規模のマッチングを支援するとともに、東京圏から地方への移住者の経済負担を軽減

2. 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）

- ・全国規模のマッチングを支援するとともに、新規に就業する女性・高齢者等に対して必要な支援

3. 地方における外国人材の活用

- ・在外の親日外国人材を、地方公共団体のニーズ（地方創生業務）とマッチングさせる仕組みの構築
- ・外国人留学修了者が円滑に就労しやすくするための、在留資格の変更手続きの簡素化等

4. 地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）

5. 子供の農山漁村体験の充実

6. 企業版ふるさと納税の活用促進

7. 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

①UIターンによる起業・就業者創出（移住支援・起業支援）

○ 地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。

	地方※ ¹ へ移住 (東京23区在住者又は23区 への通勤者※ ² が移住)	
地方※ ¹ での就業 (地方公共団体がマッ チング支援の対象※ ³ とし た中小企業等に就業)	就業した場合 最大100万円	
地方※ ¹ での起業 (地域課題解決に資する 社会的事業を起業)	起業した場合 最大300万円 (最大100万円+200万円)	(地方にいたままで) 起業した場合 最大200万円

東京圏からのUIターンの促進
地方の担い手不足対策



東京23区在住者・
23区への通勤者

他省庁との連携

- ＜移住支援と連携＞
 - ・移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成（厚生労働省）
 - ・移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、（独）住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ（国土交通省）
- ＜起業支援と連携＞
 - ・設備資金及び運転資金について、（株）日本政策金融公庫の融資による支援（中小企業庁）

※1 東京圏の条件不利地域※⁴を含む。

※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※⁴在住者を除く。

※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。

※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

移住・起業・新規就業に係る支援の全体像

○過度な東京圏への一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、地方創生推進交付金を活用したUターンによる起業・就業者の創出等を図る。

	移住あり	移住なし
就業	<p>移住を後押しするため、最大100万円支援 (国 50万円、都道府県 25万円、市町村 25万円) 支援移住者：①東京23区の在住者又は ②東京圏※¹ (条件不利地域※² を除く) 在住で東京23区への通勤者 就業先：地方公共団体がマッチング支援の対象※³とした中小企業等 転入地：東京圏※¹以外の道府県及び東京圏※¹内の条件不利地域※²</p>	<p>現在職に就いていない女性・高齢者等の 新規就業を支援する都道府県の事業を支援 支援事業：都道府県の実情に応じ、支援対象者の掘り起こし(対象者の発見、就労意欲の喚起)、中小企業等の職場環境改善支援、マッチング等の一連の取組を官民連携のプラットフォームを形成し一体的かつ包括的に実施する事業</p>
起業	<p>「移住あり」かつ「起業」の場合は 最大300万円 (国費150万円) 支援</p>	<p>起業を後押しするため、最大200万円支援 (国 100万円、都道府県 100万円) 支援対象者：地域の課題に対して「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもって取り組む社会的事業者 起業地：東京圏※¹以外の道府県及び東京圏※¹内の条件不利地域※²</p>

※¹ 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県。

※² 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村(政令指定都市を除く)。

※³ 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。

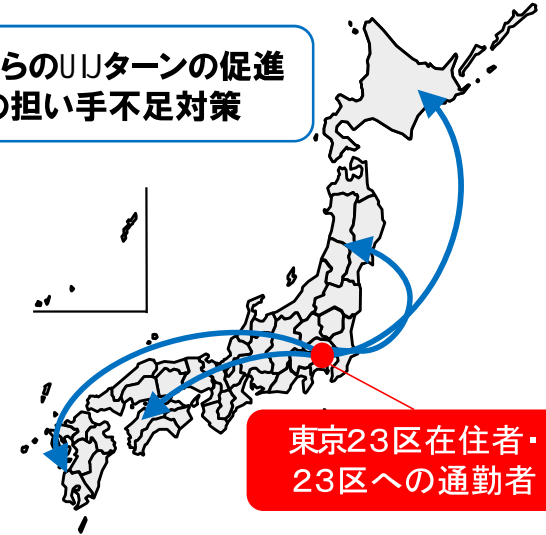
* 上記のスキームに加え、関係省庁と連携して以下の支援を実施。

- ・移住支援と連携し、移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成【厚生労働省】
- ・移住支援と連携し、移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、(独)住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ【国土交通省】
- ・起業支援と連携し、設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫の融資による支援【中小企業庁】

移住支援事業のスキーム

目的	東京圏※ ¹ からのUJターンの促進及び地方の担い手不足対策
金額	中小企業等※ ² に就業した場合 最大100万円 （国費 50万円） 起業した場合 最大300万円 （国費150万円）
支援対象者	以下の①から③の全ての要件を満たす者 ① 23区在住者又は23区への通勤者※ ³ ② 東京圏※ ¹ 以外の道府県に移住した者※ ⁴ ③ 移住地で中小企業等※ ² に就業又は起業した者
事業主体	地方公共団体
支援内容	移住に要する費用など

東京圏からのUJターンの促進
地方の担い手不足対策



東京23区在住者・
23区への通勤者

- ※1 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県。
- ※2 地方公共団体がマッチング支援の対象※⁵とした中小企業等に限る。
- ※3 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※⁶在住者を除く。
- ※4 東京圏の条件不利地域※⁶に移住した者を含む。
- ※5 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。
- ※6 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

マッチングを支援する仕組み

- 都道府県は求人情報サイトの開設・改修等を実施。
- 国は民間と都道府県等の連携による全国的な情報提供の枠組みを構築。

(施策イメージ)

